

島根大学研究・学術情報機構エスチュアリー研究センター小型船舶安全運航指針

(平成25年9月27日研究機構汽水域研究センター運営会議決定)

(平成28年3月31日一部改正)

(平成29年3月31日一部改正)

- 第1条 島根大学研究・学術情報機構エスチュアリー研究センター（以下「センター」という。）に所属する小型船舶（以下「船舶」という。）を運行するときは、他に定めがある場合を除きこの指針に基づき運航するものとする。
- 第2条 船舶を使用するときは、事前に島根大学研究・学術情報機構エスチュアリー研究センター中海分室利用要項第3条第2項に規定する利用許可願をセンター長に提出し、その許可を得なければならない。
- 2 船舶の使用料は無償とするが、燃料は使用者が負担するものとし、使用終了時に燃料を満載にしておくものとする。（2サイクルエンジンの場合は、混合油も補充しておくこと。）
- 第3条 気象官署から暴風、濃霧、大雪、雷注意報、警報などが発令されている場合は、安全が確保されると判断した場合を除き、原則として出港を見合わせるものとする。
- 第4条 出港するときは、出港時刻、乗船者名、行動海域、目的、帰港予定時刻、携帯電話番号などを事前に届け出るものとする。なお、この届け出は、中海分室備え付けの「船舶利用掲示」に記入して所定の場所に掲示するものとする。また、帰港後は必ず航海日誌に必要事項を記入し、船舶利用報告書をセンター長に提出するものとする。
- 第5条 出港するときは、必ず始業点検を実施し、冬季は暖気運転を励行するものとする。なお、始業点検項目については、各船舶の航海日誌格納袋に収納する始業点検項目（別紙）を参照するものとする。また、海技免状、法定書類（船舶検査証書、船舶検査手帳）は必ず携行し、乗船者は、必ず救命胴衣を着用するものとする。
- 第6条 係留場所（以下「基地」という。）から出港又は帰港するときは、他船の動向、外力の影響（特に風向、風速）に注意し、他船と接触して損害を与えないよう細心の注意を払うものとする。また、基地の出入口は狭隘で見通しが悪いため、通航するときは他船と衝突することが無いよう留意するものとする。
- 第7条 船体の破損、機関の故障等で航行不能となったとき、又は、乗船者に急病、死傷者等が出て救助を必要とする場合は、直ちにセンター長に報告し指示を受けるとともに、必要に応じ118番（海上保安庁）に通報し救助を求めるものとする。
- 第8条 帰港後は、船体、機関、搭載物品（特に法定書類及び法定物品）の異常の有無を検査し、異常があった場合はセンター長に報告し指示を受けるとともに、航海日誌に必要事項を記入するものとする。また、「もやい綱」や錨を出港前と同じ状態にして係留し、清掃をするものとする。
- 第9条 航行中は、海上衝突予防法及び港則法等の航法並びにその他の海事法規を順守し事故防止に努めるものとする。

始業点検項目

船名		RUPPIA	ぼたん	ちどり
推進装置		船内機		船外機
I 船体				
船体外部の 点検	船体外版		○	○
	推進装置取付け部		○	○
	給水・排水口		○	○
	閉鎖装置 (ハッチ)		○	○
	ドレインプラグ		○	○
	ケーブルブーツ		○	○
船体内部の 点検 遠隔操作 装置の点検	ビルジ(船底に溜る汚水)		○	○
	アウトドライブ取付け部分			○
	給水・排水バルブ, 船底弁		○	○
	エンジンリモコン		○	○
	油圧操舵装置		○	○
II エンジン				
エンジン各部の 点検	エンジンオイル, エンジンオイルフィルター		○	○
	燃料ホース		○	
	海水フィルター		○	
	燃料フィルター		○	○
	クーラント		○	
	Vベルト		○	
	インペラ		○	○
	エアフィルター		○	○
	エンジンマウント		○	
	排気管		○	
III 推進装置				
推進装置 の点検	プロペラ, プロペラシャフト		○	○
	船尾管		○	○
IV 燃料タンク				
	船体固定式燃料タンク		○	○
V 電気系統				
	バッテリー, バッテリー区画		○	○
	配線類		○	○
	計器類		○	○
	航海灯		○	○
VI その他				
	小型船舶用救命胴衣		○	○
	小型船舶用信号紅炎		○	○
	小型船舶用持運び式消化器		○	○
	赤バケツ		○	○
	笛		○	○
	アンカー (いかり)		○	○
	係船索 (ロープ)		○	○